

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三編郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部改正
- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 土地改良区役員の退任
- めん山羊の肝てつ検査並びに駆除の実施
- 生活保護法の看護料支給基準の改訂
- 三朝温泉保護に関する措置基準の制定
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- 衆議院議員選挙に関しなされた政党、協会その他の団体又は支部の収支に関する報告書
- ◇人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正
- 県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部改正
- ◇公告 昭和三十三年度保母試験の施行

規則

鳥取県規則第二十四号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（三十四）科長」の下に「（三十五）特別研究員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月三日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百二十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年七月八日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	氏名	屋号又は名称	住所	営業所の所在地
七〇九	三三、七、八	藤田トシ子	一 力	八頭郡家町家二三〇ノ一	住所に同じ
七一〇	"	丸山 愛子	いこい食堂	"	"
七一一	"	太田実太郎	共済連温泉寮	鳥取市東品治町二六	"

鳥取県告示第三百二十六号

北条土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が退任した旨届出があつた。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

理事 磯 江 宗 義 東伯郡北条町大字北尾

鳥取県告示第三百二十七号

次のようにめん山羊の肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、めん山羊の所有者に対して検

査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 めん山羊の肝てつ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 めん山羊。ただし、生後二箇月以内のものは除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

実施月日	実施区域	実施場所
七月 一四日	八月七日	気高郡鹿野町勝谷 勝谷家畜検査場
" 一五日	" 八日	気高町浜村 浜村"
" 一六日	" 一日	鹿野町小鷲河 小鷲河"
" 一七日	" 二日	気高町逢坂 逢坂"
" 二一日	" 二五日	宝木 宝木"
" 二二日	" 二六日	瑞穂 瑞穂"
" 二三日	" 二七日	鹿野町鹿野 鹿野"
八月 一三日	九月八日	青谷町勝部 勝部"
" 一四日	" 九日	中郷 中郷"
" 一五日	" 一〇日	日置 日置"
" 一八日	" 一日	日置谷 日置谷"
" 一九日	" 二日	青谷 青谷"

病類別	看護人別	
	看護婦	看護料
第一類 コレラ、ペスト 発疹チブス、天然痘	一級地—無級地	一級地—無級地
第二類 右以外の法定伝染病 開放性結核	一級地—無級地	一級地—無級地
第三類 普通、病	一級地—無級地	一級地—無級地

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条第五号の規定により看護を行う場合の看護料の支給基準を次のとおり定め、昭和三十三年八月一日から適用する。

昭和三十三年七月十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

看護料支給基準表

第一類	七五六	七二六	六〇五	五八〇
第二類	六〇五	五八〇	四八四	四六四
第三類	五〇四	四八四	四〇三	三八三

徹夜勤務の場合の一日当り看護料は右の額の二割五分増とする。

鳥取県告示第三百二十八号

備考

一 看護料中には食費及び寝具料を含むものとする。
 二 患者の病氣併発の場合は重い方の料金とする。
 三 級地は、看護が行われた指定医療機関の所在地によるものとし、本県の級地は次のとおりとする。

1 一級地

鳥取市(旧鳥取市、旧大正村)、米子市(旧米子市、旧大篠津村)、倉吉市(旧倉吉町)、境港市(旧境町、旧中浜村)、岩美郡国府町の内旧宇倍野村、

2 無級地

一級地以外の鳥取県全域

鳥取県告示第三百二十九号

三朝温泉保護に関する措置基準を次のように定める。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

(特殊地域指定)

第一条 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第一

条の目的を達成し、あわせて同法第四条前段の事由の発生を防止するために、三朝温泉を特殊地域に指定する。

2 特殊地域は別図のとおりとする。

(許可、不許可の基準)

第二条 特殊地域における温泉掘さく、増掘、動力装置、温泉利用の申請に対する許否については、この基準によるものとする。

(新掘さく)

第三条 特殊地域内特に源泉密集地域内における温泉(まくら湯を含む。)の新掘さくは原則として当分の間認めないものとする。

(源温口径)

第四条 温泉掘さくの源泉口径は、三インチ以内とする。

(動力装置)

第五条 温泉動力装置の源泉直結使用は禁ずる。ただし、動力によらなければ温泉利用不可能の場合は、附近源泉に影響を認めない必要最小限の出力を許可すること

がある。

2 引湯送泉用動力使用の場合は間接式とし、動力及びパイプを制限して、自噴量以内の採泉とする。

(エヤー・コンプレッサー)

第六条 エヤー・コンプレッサーの使用は禁ずる。

(利用制限)

第七条 利用量は、自噴量を越えない範囲とする。

2 浴そう、湯じり口(のみ)、ゆう出口の現形又は現位置を変更しようとするときは、許可又は承認を得るものとする。

(井戸掘さく)

第八条 特殊地域内において、井戸の掘さくをしようとする者は、井戸掘さく着手後すみやかに様式第一号により知事に届け出なければならぬ。

(温泉法第十一条の行為)

第九条 特殊地域内において建築物の地下工事その他地下工作をしようとするものは、着手前に様式第二号により、知事に届け出るとともに、温泉に及ぼす影響を

阻止する措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、昭和三十三年七月十五日から適用する。

様式第一号

三朝温泉特殊地域内における井戸掘さく届

一 住 所

一 職 業・氏 名

一 生 年・月 日

一 井戸使用の目的

一 井戸掘さくの理由

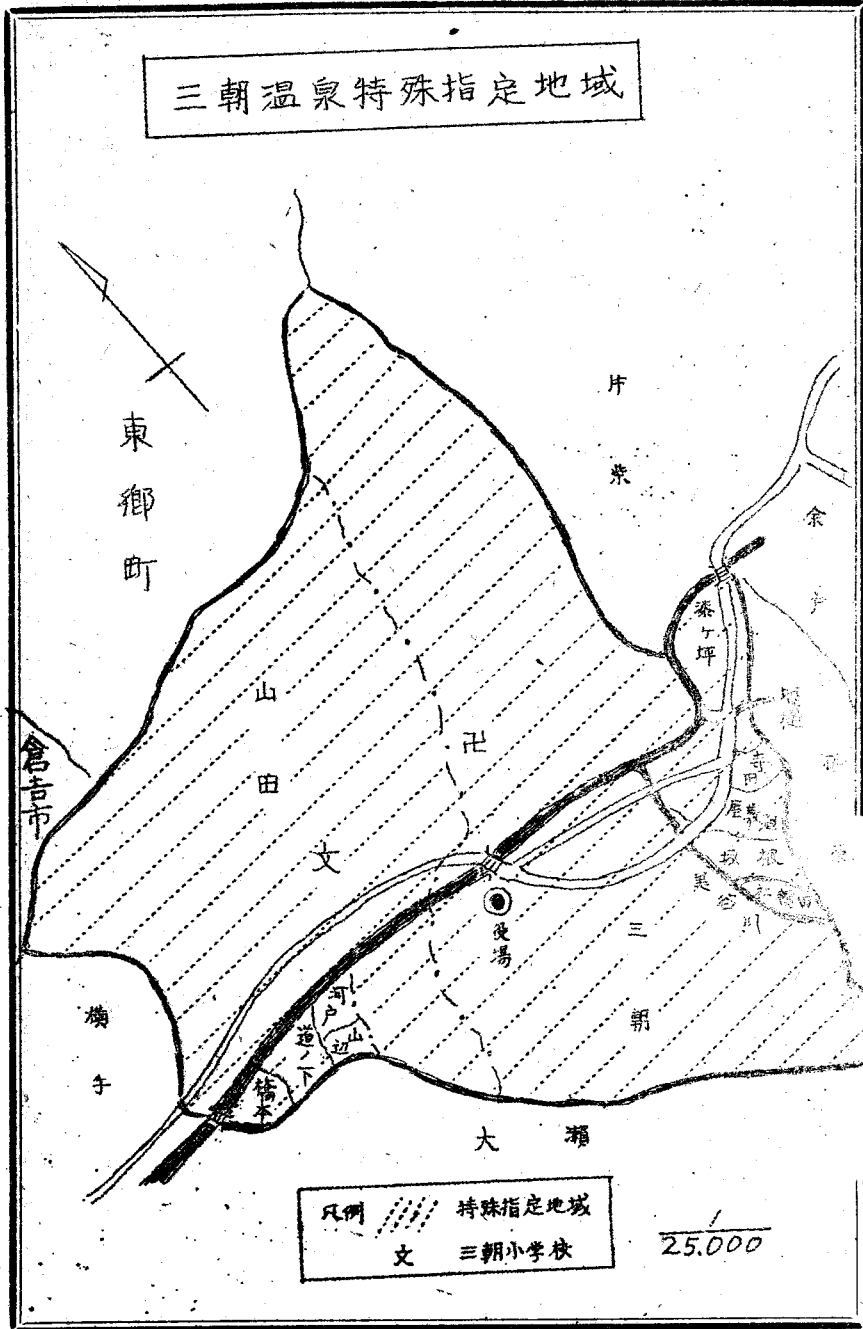
一 掘さく地の地目及び地番並びに附近の状況

地 目
地 番

附近の状況 別添のとおり(周囲二百メートル以内の見取図)

一 掘さく口径・深さ・その他

口径 インチ
深 さ メートル



井管の種類

一 工事施行者及び施行方法

工事施行者

施行方法

一 着手及び完了予定年月日

着手予定

完了予定

右のとおり三朝温泉保護に関する措置基準第八条の規定により関係書類を添えお届けします。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事 殿

様式第二号

三朝温泉特殊地域内における温泉法第十一条にもとづく工作物届

一 住 所

一 職業・氏名

一生年月日

一 工作物の内容 名称 内容

一 工作物設置の地名、地番及び地目並びに附近の状況

地名・地番

地目

附近の状況 別添のあり(周囲二百メートル以内の見取図)

一 工事施行者及び施行方法

工事施行者

施行方法

一 着手及び完了予定年月日

着手予定

完了予定

右のとおり三朝温泉保護に関する措置基準第九条の規定により関係書類を添えお届けします。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県知事 殿

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「出産まで」を「出産の日まで」に、同条第十五号中「出産の翌日」を「出産の日の翌日」に改める。

第四条第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

二十二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十六条の規定に基づき勤務条件に關する措置の要する審査の請求を行う場合及び当事者として人事委員会の呼出に應ずる場合

二十三 地方公務員法第五十五条第四項の規定に基づき、当局に不満を表明し又は意見を申し出る場合

そのつと必要と認められる期間（準備期間）をのぞく。

第四条第二十四号中「右に同じ」を「そのつと必要と認められる期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により、保母試験を次のように施行する。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年年度保母試験要綱

一 願書受付期間

昭和三十三年八月一日から昭和三十三年八月三十一日まで（当日の消印あるものは有効）

二 願書提出先

鳥取市東町九九番地 鳥取県厚生労働部婦人児童課

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は、文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 その他厚生大臣において適当な資格を有すると認め

定した者

備 考

(イ) 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中学校令による中等学校を含む。

(ロ) 2にいう児童福祉施設とは国又は都道府県において設置したもの及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項の認可を受けた施設であること。

(ハ) 3にいう厚生大臣の資格認定とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

四 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学及び精神衛生
- 4 保健衛生学及び生理学
- 5 看護学及び実習
- 6 栄養学及び実習
- 7 保育理論

8 保育実習

米子駅から皆生行境港行バス乗車市役所前停留所下車

昭和三十三年九月十九日(実地試験)
鳥取県立保育専門学院(倉吉市海田)
山陰線上井駅下車徒歩にて約十分

5 試験期日及び試験場所

昭和三十三年九月十七日、十八日の両日(学科試験)
1 鳥取県立鳥取図書館講堂(鳥取市西町八七)
鳥取駅から市内バス岩倉行乗車図書館前停留所にて下車

2 米子市議会議事堂(米子市中町二〇)
六 試験時間割
学科試験

2 米子市議会議事堂(米子市中町二〇)

学科試験

九月十七日(水)	九月十八日(木)	九月十九日(金)
9.00	9.00	9.00
10.30	10.00	9.30
10.40	10.10	9.40
12.10	11.10	10.40
13.00	11.20	10.50
14.00	12.20	17.00
14.10	13.00	
15.10	14.30	
15.20	14.40	
16.50	16.10	

社会福祉事業 一般
児童福祉事業 概論
児童心理学
精神衛生
看護学及び習

保健衛生学
生理学

保育実習

栄養学及び実習

保育理論

実地試験

九月十九日(金)

受付

音楽筆記試験(全員)

音楽(ピアノ、歌唱)保育実技(個人毎)

七 受験手続

備考 実地試験は、保育実習の科目として音楽、リズム、お話及び手技等について行うものとする。

校格を証明する書類(次の様式)を添付すること。

1 受験願書(様式一)

校格証明書

2 履歴書(様式二)

本校の〇〇年度卒業者は旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

3 戸籍抄本

4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

昭和 年 月 日

5 写真(出願前六ヶ月以内に撮影した名刺版、正面上半身、無帽単身のもの、裏面に写した年月及び氏名を自署のこと。)

6 返信用の封筒(住所氏名記入十円切手をはりつけること。)

備考

(イ) 4にいう受験資格を証明する書類とは、学校卒業証明書又は施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学

八 受験手数料

1 受験手数料は、「鳥取県収入証紙」(もよりの山陰合同銀行本支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入のこと。)

を受験願書にはりつけ消印しないこと。県外受験者その他鳥取県収入証紙を購入す

る場合、五百円

を受験願書にはりつけ消印しないこと。県外受験者その他鳥取県収入証紙を購入する

る場合、五百円

学校名

校長 氏 名

印

ることができない者は現金（現金封筒に限る。）を送付のこと。

2 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しない。

九 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目を専修した者又は四の試験科目のうち昭和三十二年度保母試験において、一部科目に合格したもので、当該科目の受験免除を受けようとする者は、受験免除願（様式三）を提出しなければならない。

十 その他

1 受験票は、九月五日一斉に郵送する。

2 試験期間中は、受験票を携行しない者は、いかなる事情があつても入場させない。

3 受験についての照会は、返信用封筒及び切手を同封のこと。

様式一

受験願書

私はこのたび鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

希望試験地

本籍地

現住所

氏名 氏 名 氏 名

年 月 日 生

鳥取県知事 遠藤 茂殿

様式二

履歴書

本籍地

現住所

世帯主 氏名 続柄 氏名 続柄

本人

氏名

年月日生

学歴（小学校卒業時から記載のこと）

一年 月 日

一年 月 日

職歴

一年 月 日

一年 月 日

右のとおり相違ありません

年 月 日

右 氏

名 氏

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙（証書写）のとおり一部試験科目に合格しております。臣の指定する学校（保母養成施設）で専修しておりますので左記の科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

年月日

鳥取県知事 遠藤 茂殿 氏名 氏

記

一 何々（科目名）

一 何々（科目名）

備考 他府県において施行の試験に合格しているとき、の証書の写には必ずその都道府県庁主務課の証明をつけること。